## 【令和5年11月2日付け処分】

1	
所 属 部 局	後志総合振興局
職区分・性別・年齢	一般職員 (男性・49歳)
事案の概要	職員は、令和5年7月7日(金)午後9時頃、車で小樽市内の飲食店に出かけ、午後10時頃から翌8日(土)午前3時頃まで飲酒した後、午前5時頃に店を出て、車を運転して帰宅途中、警察車両に停車を求められ、呼気検査の結果、0.85mg/0のアルコールが検出され、酒気帯び運転で検挙された。
処 分 内 容	停職 6 月 (管理監督者:訓告)
参考	

2	
所 属 部 局	胆振総合振興局
職区分・性別・年齢	一般職員 (男性・37歳)
事案の概要	職員は、医療機関から提出された新型コロナウイルス感染症の行政検査委託料の請求書類について、支出事務を行う保健福祉部への進達を怠り、未払(計14機関、213,558,380円)及び支払遅延(計13機関、137,812,250円)により遅延利息(4,123,100円)を発生させた。
処 分 内 容	戒告(管理監督者:訓告)
参考	

3	
所 属 部 局	保健福祉部出先機関
職区分・性別・年齢	一般職員(男性・54歳)
事案の概要	職員は、同僚の女性職員に対し、一方的に好意を示す内容の手紙やプレゼントを複数回にわたって渡し、当該職員から、これらの行為をやめてほしい旨を直接伝えられた後も、同様の行為を繰り返すといったセクシュアル・ハラスメントを行った。
処 分 内 容	減給1月(管理監督者:不問)
参考	

4	
所 属 部 局 職区分・性別・年齢	・上川総合振興局 一般職員(男性・26歳)   ・経済部出先機関 一般職員(男性・48歳)   ・保健福祉部出先機関 一般職員(男性・25歳)
事案の概要	私用車による30km/h以上45km/h未満の速度違反
処 分 内 容	戒告(管理監督者:不問)
参考	